ごみ中継施設　廃乾電池処理業務委託仕様書

１　業務委託の名称

　　　ごみ中継施設　廃乾電池処理業務委託

２　履行期間

契約日から令和８年３月３１日まで

３　履行場所

相模原市津久井クリーンセンター

神奈川県相模原市緑区青山３３８５番地２

４　業務内容

相模原市（以下、発注者という。）が収集し保管する廃乾電池を受注者の処理施設まで運搬し、適正な処理により、有用な資源の回収、リサイクルを行うものとする。

５　運搬容器及び引取要領

運搬容器はドラム缶とし、発注者が用意するものとする。使用後のドラム缶については、受注者が受注者の負担で処分する。積込作業は受注者が行なうものとするが、積込用のフォークリフトは発注者が貸与する。

６　処理方法

受注者は廃乾電池を引き取り後、安全かつ適正な処理により、有用な資源の回収、リサイクルを行う。

７　契約

契約は、㎏あたりの単価に予定数量を乗じた金額（総価単価）で行う。

８　予定数量

契約限度数量は１２，０００ｋｇとする。

ただし、予定量であり、引渡し量を保証するものではない。

９　計量

発注者が委託する廃乾電池の重量は、受注者が適正な計量器を用いて計量した重量とする。

１０　業務の停止

　　　発注者は、指定場所の状況により、受注者に業務の停止を命ずることがある。

　　　この場合、受注者は異議の申出又は損害賠償の請求をすることができない。

１１　経費の負担等

　　　業務に要する運搬車両の修理及び従事者に係る一切の経費は、受注者の負担とする。

１２　発注者の催告による契約解除権

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

　（１）履行期間内又は履行期限後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められたとき。

　（２）前号のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められたとき。

１３　受注者の催告による契約解除権

　（１）受注者は、発注者がこの契約に違反したとき（受注者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

　（２）前項の規定により、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、損害額については、発注者及び受注者が協議のうえ、定めるものとする。

　（３）受注者は、正当な理由がある場合、この契約の解除を申し出、発注者がこれを認めたときは、契約を解除することができる。

１４　検収

　　　受注者は、業務を完了したときは業務を完了した日から１０日以内に、業務実績報告書を発注者に提出し、検収を受けなければならない。

１５　事故処理

　　　業務遂行中に、発注者及び指定搬入場所の施設並びに運搬車両（コンテナを含む）に損害を与えた場合は、受注者の責任において直ちに原状に復するものとする。また、業務の遂行におけるすべての作業中（積み込み作業による軽微な損傷も含む）についても、受注者の責任において処理しなければならないものとする。

１６　契約金額の支払い

　　　支払額は、契約単価に業務終了までに確定した数量を乗じて得た金額とする。受注者は検査合格後、発注者に対し請求書を提出し、発注者はその請求書が適正であると認めるときは、当該請求書を受理した日から３０日以内に相模原市指定金融機関において支払うものとする。

１７　関係法令の遵守

　　　受注者は、業務の実施に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の　　関係法令を遵守するものとする。また、車両の走行においては、道路交通法を遵守するとともに、運搬経路付近の住民に対し環境障害とならないよう常に配慮するものとする。

１８　相模原市暴力団排除条例

　　　仕様書別紙①「相模原市暴力団排除条例に基づく契約事務からの暴力団排除について」のとおり。

１９　環境配慮事項

　　　仕様書別紙②「相模原市環境方針」の主旨を理解し業務を行うこと。

２０　疑義等の解決

　　　本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者で協議して決定する　　ものとする。